

京丹後市と日本郵便株式会社との 包括的連携に関する協定締結式の開催について

併せて
～ふるさと納税返礼品「郵便局のみまもりサービス」の協定～
～市内郵便局長に「移住サポーター」を委嘱～

令和2年11月18日
京 丹 後 市

この度、京丹後市と日本郵便株式会社との間で包括的連携に関する協定を締結する運びとなりました。

つきましては、下記のとおり協定締結式を開催しますのでお知らせいたします。

本市と日本郵便株式会社は、これまでも高齢者等の見守りや災害時の協力体制をはじめ、個別に協定を締結して協力関係を築いてきました。今回の協定では、それらを包括して拡大し、ふるさと納税の返礼品に「郵便局のみまもりサービス」を追加するとともに、市内全20郵便局長の皆様を「移住サポーター」として委嘱するなど、さらに幅広い分野で相互の連携を強化し、安心・安全なまちづくりや地域経済の活性化等を図ることを目的としています。

この協定を通じて、地域に身近な存在である郵便局とより緊密に連携し、地域の安心・安全はもとよりさらなる発展・活性化に向けて、共に取り組んでまいりたいと考えています。

記

【日 時】

令和2年11月27日（金） 午後2時30分～

【場 所】

京丹後市役所 峰山庁舎2階 205会議室

【出席者】

天橋立郵便局長 丹後地区連絡会 統括局長
大宮河辺郵便局長 京丹後東部会 部会長
峰山郵便局長
久美浜橋爪郵便局長 京丹後西部会 部会長
弥栄郵便局長
丹後木津郵便局長
京丹後市長
京丹後市副市長
京丹後市教育委員会 教育長

私たちも参加します！



「ほすくま」
日本郵便キャラクター



「コッペちゃん」

（お問合せ先）

京丹後市役所市長公室政策企画課

TEL：0772-69-0120 FAX：0772-69-0901

包括連携協定の概要

- 1 安心・安全な暮らしの実現に関すること（7項目）
- 2 地域経済活性化に関すること（5項目）
- 3 未来を担う子どもの育成に関すること（3項目）
- 4 女性活躍推進に関すること（2項目）
- 5 その他、地方創生に関すること（1項目）

注目！

「郵便局のみまもりサービス」 をふるさと納税の返礼品に



「郵便局のみまもりサービス」をふるさと納税返礼品に追加し、安心・安全な暮らしの実現をサポートします。サービスの中から「みまもり訪問」又は「みまもりでんわ」のサービスを選択し、寄附額に応じて3か月、6か月、12か月から提供期間を選べます。

注目！

市内全20郵便局長に 「移住サポーター」を委嘱



京丹後市内20局の郵便局長を「移住サポーター」に委嘱させていただき、移住に向けた検討や定住時の不安解消に役立てるため、様々な相談に乗ったり、地域の習慣や文化のような役立つ情報を提供していただきます。

京丹後市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定締結式

日時 令和2年11月27日(金)午後2時30分～

場所 京丹後市役所 峰山庁舎2階 205会議室

次 第

1 開 会

司会：京丹後市市長公室長

2 出席者紹介

京丹後市出席者紹介

郵便局出席者紹介

3 包括的連携に関する協定書確認・調印

※写真撮影

4 「郵便局のみまもりサービス」をふるさと納税の返礼品とすることに関する協定書確認・調印

※写真撮影

5 移住サポーター委嘱

郵便局長を移住サポーターとして委嘱

(京丹後東部会 弥栄郵便局長、京丹後西部会 丹後木津郵便局長)

6 挨拶

京丹後市 市長

天橋立郵便局長 丹後地区連絡会 統括局長

7 記念写真撮影(集合写真)

※出席者別紙

京丹後市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定締結式

出席者

※敬称略

日本郵便株式会社

天橋立郵便局長	河嶋 洋文
大宮河辺郵便局長	池田 正浩
峰山郵便局長	松岡 正
久美浜橋爪郵便局長	池口 文男
弥栄郵便局長	井上 悟志
丹後木津郵便局長	橋 泰寿

京丹後市

市 長	中山 泰
副 市 長	中西 和義
教育委員会教育長	吉岡 喜代和
市長公室市長公室長	川口 誠彦
市長公室政策企画課長	松本 晃治
市長公室政策企画課ふるさと応援推進室長	三浦 大作

京丹後市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

京丹後市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、安全・安心なまちづくりや地域経済の活性化等を図ることを目的とする。

なお、乙においては京丹後市内の郵便局が本協定を実施する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (2) 地域経済活性化に関すること。
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること。
- (4) 女性の活躍推進に関すること。
- (5) その他、地方創生に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 京都府京丹後市峰山町杉谷 889
京 丹 後 市 長

乙 日本郵便株式会社
京都府京丹後市大宮町河辺 20
大宮河辺郵便局長

京都府京丹後市峰山町上 13-1
峰 山 郵 便 局 長

京都府京丹後市久美浜町橋爪 445
久美浜橋爪郵便局長

令和2年度 包括連携協定年間計画書

令和2年11月
京丹後市
京丹後市内郵便局

1 安心・安全な暮らしの実現に関すること

- (1) 郵便局の見守りサービスの活用
 - ・「郵便局のみまもりサービス」をふるさと納税返礼品に追加
- (2) 地域見守り活動への協力
 - ・子どもや高齢者等の見守り活動、子ども110番の協力
- (3) 道路損傷等の情報提供
 - ・道路損傷等や不法投棄の通報
- (4) 空き家の情報提供
 - ・利用・活用出来る空き家、老朽化していると思われる空き家の情報の報告
- (5) 災害発生に備えた取組
 - ・既存の防災協定の実施、防災訓練への追加
- (6) 犯罪行為等に対する警察との連携
 - ・振り込め詐欺等の特殊詐欺未然防止の取組みを強化
 - ・犯罪防止に関する郵便局での周知
- (7) 認知症高齢者等にやさしい地域づくりへの協力
 - ・認知症サポーターの養成講座の社員の受講促進

2 地域経済活性化に関すること

- (1) 移住・定住者への支援
 - ・京丹後市内20局の郵便局長を「移住サポーター」に委嘱し、移住・定住希望者をサポート
- (2) 魅力発信、市の広報活動への協力
 - ・オリジナルフレーム切手等
 - ・市政情報に関する郵便局での周知協力
- (3) カタログ販売による市産品の紹介
 - ・カタログギフト（ふるさと小包）等への市産品の掲載
- (4) 郵便局やK I T T E等での物産展等イベントの開催
 - ・物産展等イベント開催に当たって、郵便局やK I T T E等の日本郵便所有施設の提供
- (5) ふるさと納税に関する協力
 - ・ふるさと納税返礼品の開発等

3 未来を担う子どもの育成に関すること

- (1) 京丹後市未来チャレンジ交流センターとの連携
- (2) 郵便局見学・職場体験の受入れ
 - ・小・中・高校生を対象とした「郵便局見学・職場体験」の積極的な受入れ
- (3) 手紙振興に向けた取組
 - ・「手紙の書き方体験授業」の教材の提供

4 女性活躍推進に関すること

- (1) ワークライフバランスに関する広報・啓発への協力
 - ・啓発のためのリーフレット等の郵便局への設置協力
- (2) 女性活躍に関する啓発等
 - ・日本郵便の取組事例紹介、セミナーでの発表

5 その他、地方創生に関すること

- (1) 地域振興に取り組む地域組織に郵便局も参加し、郵便局を活用した地域振興策を検討

「郵便局のみまもりサービス」をふるさと納税の返礼品とすることに関する協定書

京丹後市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、甲が、乙の提供する「郵便局のみまもりサービス」（以下「本サービス」という。）を甲に対してふるさと納税を行った寄附者（以下「寄附者」という。）への返礼品の一とすることについて、以下のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、甲が、乙の本サービスを寄附者への返礼品の一とすることに合意する。

（本サービスを返礼品とするための対応事務等の委託）

第2条 甲は、本サービスを返礼品として選択した寄附者に対して乙が本サービスを提供するために必要な事務及び次条に定める利用料の支払（以下併せて「本件事務」という。）を甲が指定する委託業者（以下「委託先」という。）へ委託し、乙は、委託先と本件事務に関する契約を別に締結するものとする。

（本サービスの種類等）

第3条 甲がこの協定に基づきふるさと納税の返礼品とする本サービスの種類、提供期間及び利用料は、下表のとおりとする。

種類	提供期間	利用料 (消費税及び地方消費税を除く。)
みまもり訪問サービス	3か月、6か月 及び12か月	2,273円/月
みまもりでんわサービス	3か月、6か月 及び12か月	973円/月（固定電話）
		1,164円/月（携帯電話）

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から2021年3月31日までとする。なお、期間満了3か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示のない限り、この協定の有効期間をさらに1年間延長することとし、以降も同様とする。

（協議解決）

第5条 この協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

以上の合意を証するため、双方記名押印の上、甲乙各1通を保管するものとする。

2020年 月 日

甲 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

京丹後市長 中山 泰

乙 大阪府大阪市中央区北浜東 3-9

日本郵便株式会社

近畿支社長

浅見 加奈子